

参加意向申出書等に関する質問回答について

案件名	登別市本庁舎建設太陽光発電設備等導入事業の協定等に関する公募型プロポーザル実施要領	
番号	質 問	回 答
1	5.参加資格（参加体制）について、共同企業体（JV）の結成によらず、単体企業：リース会社 A が単体参加か否か。その場合、協力（協業）企業として、「エネルギー会社 B（本社：北海道）」、「施工会社 C（実施要領 8 の有資格業者）」、「施工会社 D（登別市中小企業）」にて参加することが可能か。	<ol style="list-style-type: none"> 1 単体での参加が可能です。 2 質問内容による参加の場合は、別記様式第 2 号・協力企業参加届及び別記様式第 4 号・有資格者一覧を提出してください。なお、「8 事業実施上の条件」に該当していることが前提です。
2	5.参加資格（契約形態）について、上記、協業体制による 5 者間（登別市、リース会社 A、エネルギー会社 B、施工会社 C、施工会社 D）の契約書（各社の役割明記）の締結が可能か。リース会社 A と登別市様との 2 者間契約の場合、業務請負等の委託契約等を締結することが可能か。	<ol style="list-style-type: none"> 1 協業体制での参加することはできません。 2 参加要件は、単体企業又は共同企業体のため、協業体制ではなく共同企業体を結成の上、参加することになります。 3 「リース会社 A と登別市様との 2 者間契約の場合、業務請負等の委託契約等を締結することが可能か。」のうち、リース会社 A と協力会社が業務請負等の委託契約を前提に回答すると、リース会社 A と委託契約する際には、協力会社が「8 事業実施上の条件」に該当することが必要です。特に、建設業法では公共工事で俗に言う「丸投げ」が禁止されていることから、リース会社 A は特定建設業を有する協力会社に委託する場合は、監督等の関与が必要となります。
3	質問 1 と 2 についてリース会社 A は「P3 5.参加資格 ク 次の条件を満たす事業の北海道内での履行実績を元請けとして有していること」を満たしておらず、協力会社であるエネルギー会社 B は有しております。そのような状況で質問 1 や質問 2 のような形態での参加は可能か？	<ol style="list-style-type: none"> 1 質問 1 の場合は、番号 1 の回答と同様です。 2 質問 2 の場合は、番号 2 の回答と同様です。
4	8.事業実施上の要件（建設業法等）について、本事業取組に際し、リース会社が受託し、又は請負うことが建設業法に抵触する可能性がある業務を含んでいる場合は、リース会社は工事会社とグループ（協業）を組んでこれを受託し、当該工事会社を工事業務にあたらせるとともに、当該グループ（協業）の代表としてリース会社が本契約を締結するという認識で宜しいでしょうか	<ol style="list-style-type: none"> 1 「建設業法に抵触する可能性がある業務を含んでいる場合」とありますが、法令は遵守の上、参加となります。 2 グループ（協業）の参加はできません。

5	賃貸借契約日は、令和7年6月のリース契約締結（予定日）を指しているのか、または、令和8年4月1日のリース開始予定日を指しているのでしょうか？	<p>1 契約の範囲は、太陽光発電設備等設置委託及び賃貸借となります。</p> <p>2 この契約の締結は、実施要領16、(2)に記載の「環境省から市に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の交付決定通知があった日以降に契約事務を行う。」となり、令和7年6月を想定しています。</p>
6	リース料金の利率とは、どのような算出方法（基準）を考えているのか（cf.リース料率：事業に関わる機器代金÷総リース料×100%）	<p>1 実施要領14、(4)、ア、eに記載の参考とするリース料金の利率は、参加事業者が実施要領等により算出してください。</p> <p>2 リース対象の金額は、仕様書2、(3)、イより設置に要した費用のうち1/2以内の金額を除いた金額とします。</p> <p>3 上記2の金額は、消費税を抜いた金額とします。</p>
7	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の要件を満たす事業実施を行うが受注者の責によらず交付金が下りない場合は、リース料金総額は、貴市の負担にて全額お支払い頂けると考えて宜しいでしょうか？	お見込のとおりです。
8	ご請求について、リース料のご請求は、当月分月末締め、翌月末お振込み（振込手数料、貴市負担）との認識でよろしいでしょうか？（例：2026年4月分のリース料は、2026年5月末日お振込み。）	<p>1 振込手数料は、市の負担とします。</p> <p>2 請求の締めと振り込みの考えは、お見込のとおりです。</p>
9	仕様書2.事業内容(3)事業費用の支払について。「ア：太陽光発電設備等が設置された年度末まで同施設の設置に要した費用のうちの2分の1以内を受注者に支払う」とのことですが上記質問7のとおり、受注者の責によらず交付金が下りない場合でも2分の1以内の支払いがあると考えて宜しいでしょうか？	お見込のとおりです。
10	施設賠償保険の保険金（限度額）は、対人・対物併せて、100百万円を想定していますが宜しいでしょうか？	<p>1 保険金等の内容は、参加する事業者が実施要領等により想定してください。</p> <p>2 仕様書5、(10)、(イ)により受注者は補償責任を負うものとします。</p>
11	リース業務を協力会社に再委託するという前提で非リース会社が本事業に応募することは可能でしょうか？	参加できません。
12	今回設置する太陽光発電設備はAC容量50kW超のため電気主任技術者を置く必要があります。当該主任技術者は庁舎の電気主任技術者と同一が望ましいと思いますが、その場合に貴市から当該主任技術者に対して、太陽光発電設備の主任技術者も適	新庁舎の電気主任技術者の業務範囲に、太陽光発電設備を含める予定です。

	<p>切な費用で受託するよう何らかの形で配慮を求めることはできますでしょうか？</p> <p>今回の太陽光発電設備の電気主任技術者がほぼ自動的に定まってしまうことから法外な費用を求められてしまい結果的にリース料金が高くなってしまいうことを避けたいと考えております。</p>	
<p>補正 1</p>	<p>実施要領 1 4、(4)、アについて、参考別図の接着方式から架台タイプで提案する場合は、以下に留意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 架台を指示する金物は、漏水等雨漏りの責任分界点を明確にするため、建築工事の防水保証に適合する金物としてください。 2 架台の支持金物の接合は、建築工事の屋根躯体に接合してください。 3 設置費用には、架台支持金物の材料費及び設置費を含めたものとします。 	
<p>補正 2</p>	<p>実施要領について次のとおり補正します。</p>	
	<p>補正前</p>	<p>補正後</p>
<p>(3) 事業実施予定者選定のスケジュール 契約予定時期</p>		<p>協定締結予定時期</p>